#### 消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府における消費者教育を推進するため、消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - 一 もずやん 消費者教育推進大使もずやんをいう。
  - 二 イラスト等 もずやんのイラスト、写真、その他の図画又は名称をいう。
  - 三 グッズ等 有償又は無償で配布、使用又は閲覧その他の用に供する物品、媒体その 他のものをいう。

#### (使用の承認等)

- 第3条 グッズ等にもずやんのイラスト等を使用しようとする者は、その使用につき、知事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の提出の時期は、原則として、当該使用の2か月前までとする。
- 3 前項の申請書には、申請者(申請者が法人である場合はその役員を含む。以下同じ。)が大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれにも該当しない旨の誓約書(様式第2号)、消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定を遵守する旨の同意書(様式第3号)その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

#### (承認の基準)

- 第4条 知事は、前条第1項の承認の申請があった場合において、次に掲げる基準に適合 するときは、同項の承認をするものとする。
  - 一 もずやんのイラスト等の使用の目的、方法、期間及び態様が、消費者教育推進大使 もずやんイラスト等使用指針(以下「イラスト等使用指針」という。)に適合している と認められること。
  - 二 次の基準をすべて満たしていること又はもずやんを出演させようとするイベント等が、大阪府若しくは大阪府の委員会若しくは委員の後援名義の使用の承認を受けていること。

- イ 申請者が、大阪府広告事業要綱(平成27年施行。以下「広告要綱」という。)第3条第2項に基づき知事が定める大阪府広告事業掲載基準(以下「広告基準」という。)2(1)から(7)まで及び(9)のいずれにも該当しないこと。
- ロ もずやんのイラスト等を使用しようとするグッズ等が、広告基準3各号((12) ウを除く。)のいずれにも該当しないこと。この場合において同(6)中、「意見広告」とあるのは「意見を主張するもの」と、同(7)中、「氏名広告」とあるのは「氏名を周知するもの」と、同(8)中、「当該広告」とあるのは「当該グッズ等」と、同(10)中、「広告する商品等」とあるのは「グッズ等」と、同(12)中、「掲載する広告」とあるのは「グッズ等」と、「広告事業」とあるのは「広報」と読み替えるものとする。
- ハ 申請者が、府内の市町村又は消費者の権利及び利益の擁護及び増進のため、消費者によって自主的に組織された団体であって、消費者のための活動を恒常的に実施するものであること。
- ニ もずやんのイラスト等の使用に関するイベント又は活動等が、府における消費者 教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動であること。
- ホ もずやんのイラスト等の使用に関するイベント又は活動等は、事故防止及び公衆 衛生のための措置が十分に講じられているものであること。
- へ 消費者教育推進大使として以外の活動においても、消費者教育の推進の妨げになるおそれがないこと。
- 三 申請者が、暴力団等に該当しないこと。
- 四 第9条第1項の取消しを受け、又は、第8条の是正等の求めに応じずに第5条第3項の届出をした者であって、当該取消し又は当該届出の日から3年を経過しないものでないこと。
- 五 過去に承認を受けずにもずやんのイラスト等を使用した者でないこと。
- 六 過去に偽りその他不正の手段により承認を受けた者でないこと。
- 七 もずやんのイラスト等の使用に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認 めるに足りる相当の理由がある者
- 2 知事は、前条第1項の承認をしたときは、その旨を申請者に対して書面により通知するとともに、もずやんのイラスト等のデータ(以下「データ」という。)を提供するものとする。
- 3 前条第1項の承認の期間は、当該年度内で行うものとする。

#### (変更の承認等)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該承認を受けた もずやんのイラスト等の使用の目的、方法、期間又は態様を変更しようとするときは、 知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更の承認を受けようとする使用者は、消費者教育推進大使もずやんイラスト 等使用変更承認申請書(様式第4号)に前条第2項の通知(以下「承認通知」という。) の写しを添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の提 出の時期は、原則として、当該使用の1か月前までとする。
- 3 使用者は、第3条第1項の承認を受けたもずやんのイラスト等の使用を中止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、原則として、当該中止の日から10日以内にしなければならない。
- 4 前項の届出は、消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用中止届出書(様式第5号) に承認通知の写しを添えて、知事に提出することにより行わなければならない。
- 5 第3条第3項及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項の変更の承認について 準用する。

#### (使用基準等)

- 第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ー イラスト等使用指針を遵守すること。
  - 二 第3条第1項の承認(前条第1項の変更の承認を受けた場合は、当該承認。以下同じ。)によって生じる権利、義務その他法的地位(以下「権利等」という。)を使用者以外の者に譲渡又は承継しないこと。
  - 三 第3条第1項の承認によって生じる権利等について、商標、意匠その他権利の登録 の出願等を行わないこと。
  - 四 第4条第2項の規定により知事から提供されたデータについて、使用者以外の者に 提供、譲渡、貸与し、若しくは、閲覧させ、又は、第3条第1項の承認の範囲を超え て使用しないこと。
  - 五 第4条第2項の規定により知事から提供されたデータについて、適切な方法により 保管すること。
- 2 使用者は、第3条第1項の承認を受けてもずやんのイラスト等を使用したグッズ等について、当該グッズ等(実物のほか、サンプル、実物の写真、その他知事が適切と認めるものを含む。)に消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用報告書(様式第6号)その他知事が必要と認める書類を添えて、当該使用の10日前までに知事に提出しなければならない。
- 3 使用者は、第4条第2項の規定により知事から提供されたデータについて、当該使用 後10日以内に、当該データを消去し、その旨、知事に書面により報告しなければなら ない。

#### (報告)

第7条 知事は、この要綱の施行に必要な範囲内において、使用者に対し、もずやんのイ

ラスト等の使用の目的、方法、期間又は態様について、報告を求めることができる。

#### (是正等の求め)

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう求めることができる。
  - 一 使用者が、第4条第1項第1号又は第2号の基準に適合していないと認めるとき。
  - 二 使用者が、第5条又は第6条の規定を遵守していないと認めるとき。
  - 三 前条の報告の徴収の結果、知事が必要と認めるとき。
  - 四 前条の報告の求めに正当な理由なく応じないとき。

## (承認の取消し)

- 第9条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。
  - 一 第4条第1項第3号から第7号までの基準に適合しなくなったとき。
  - 二 前条の規定による知事の求めに正当な理由なく応じないとき。
  - 三 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- 2 知事は、前項の取消しをしたときは、その旨を当該取消しを受けた者に対して書面により通知するものとする。
- 3 第1項の取消しを受けた者は、遅滞なく第4条第2項の規定により知事から提供されたデータを抹消しその旨、知事に書面により報告しなければならない。
- 4 知事は、第1項の取消しをした場合であって、府民の利益を保護する必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の取消しにより生じた損害について、知事、大阪府又はその職員(以下「知事等」という。)は、その賠償の責めを負わない。

#### (その他)

- 第10条 第3条第1項の承認は、使用者に対し、商標権、意匠権その他使用者が独占してもずやんのイラスト等を使用する権利等を付与し、又は、使用者若しくはグッズ等を推奨しない。
- 第11条 知事等は、この要綱による申請、届出、報告その他一切の事務等に係る経費及 び役務を負担しない。
- 第12条 知事等は、使用者がもずやんのイラスト等の使用によって使用者自らが受けた 損害又は第三者に対して加えた損害について、その賠償の責めを負わない。
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、もずやんのイラスト等の取扱いについて必要な 事項は、知事が別に定める。

# 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月8日より施行する。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請した消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用については、なお従前の例による。

# 消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者等氏名

印

電話番号

消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第3条第1項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 使用しようとするもずやんのイラスト等について

使用しようとするもずやんの	
イラスト等の種類、内容、そ	
の他の事項	
もずやんのイラスト等を使用	
しようとするグッズ等の名	
称、種類、内容、数、販売方	
法、その他の事項	
もずやんのイラスト等を使用	
しようとする期間	
グッズ等におけるもずやんの	
イラスト等の使用の態様	

#### ※関係書類

- ・グッズ等におけるもずやんのイラスト等の使用の態様を具体的に示す写真、図面、その 他の書類
- ・事業計画書 (開催要綱・プログラム・広報計画等)、定款・規約・会則、収支予算書 ※その他参考資料がある場合は添付すること。
- ※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

# 2. 申請者の概要

# (1) 法人及び代表者等について

商号又は名称	
主たる事務所の住所	
連絡先	
代表者等の職氏名	
ホームページのURL等	

※申請者が法人である場合は、定款、規約又は会則その他の書類を添付すること。

# (2) 担当者

担当者の役職及び氏名	
連絡先	(所属名)
	(電話番号)
	(電子メール)
緊急連絡先	(電話番号)
	(電子メール)

※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

# 誓約書

申請者(申請者が法人である場合にあってはその役員を含む。) が大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条 第1号から第4号までに掲げる者(以下「暴力団等」という。)の いずれにも該当しないことを誓約します。

大阪府知事 様

年 月 日

申請者 住所 商号又は名称 代表者等氏名

印

# 同 意 書

申請者(申請者が法人である場合にあってはその役員を含む。) は、消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱 の規定を遵守することについて、同意します。

大阪府知事 様

年 月 日

申請者 住所 商号又は名称 代表者等氏名

印

## 消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用変更承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者等氏名

印

電話番号

消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第5条第1項の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

使用しようとするもずやんの	
イラスト等の種類、内容、そ	
の他の事項	
もずやんのイラスト等を使用	
しようとするグッズ等の種	
類、内容、数、販売方法、そ	
の他の事項	
もずやんのイラスト等を使用	
しようとする期間	
グッズ等におけるもずやんの	
イラスト等の使用の態様	

- ※承認通知の写しのほか、グッズ等におけるもずやんのイラスト等の使用の態様を具体的に示す写真、図面、その他の書類を添付すること。
- ※もずやんのイラスト等を使用しようとするグッズ等が複数ある場合は、別紙に記載する こと。
- ※その他参考資料がある場合は添付すること。
- ※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

# 消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用中止届出書

年 月 日

印

大阪府知事 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者等氏名

電話番号

消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第3条第1項の承認を受けたもずやんのイラスト等の使用について、当該使用を中止したので、同規則第5条第3項の規定により、次のとおり届出をします。

承認の年月日及び番号	年	月	日	第	号	
中止の理由						
中止の年月日	年	月	日			

※承認通知の写しを添付すること。

## 消費者教育推進大使もずやんイラスト等使用報告書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者等氏名

印

電話番号

消費者教育推進大使もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第6条第2項の報告について、関係書類を添えて提出します。

使用したもずやんのイラスト	
等の種類、内容、その他の事	
項	
もずやんのイラスト等を使用	
したグッズ等の種類、内容、	
数、販売方法、その他の事項	
もずやんのイラスト等を使用	
した期間	
グッズ等におけるもずやんの	
イラスト等の使用の態様	

- ※グッズ等におけるもずやんのイラスト等の使用の態様を具体的に示す実物、サンプル、 写真、図面、その他の書類を添付すること。
- ※もずやんのイラスト等を使用したグッズ等が複数ある場合は、別紙に記載すること。
- ※その他参考資料がある場合は添付すること。
- ※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。